

# 上 申 書

平成27年（2015年）1月8日

最高検察庁

検事総長 大野恒太郎殿

東京地方検察庁

検事正 青沼 隆之殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

## 目次

第1	本上申書の目的 .....	2
第2	貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書 .....	5
第3	保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性 .....	6
第4	すべてを妨害した電力 .....	18
第5	政府事故調も欺こうとした森山審議官 .....	19
第6	これだけの決定的な事実が明らかになった .....	20
1	7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた .....	21
2	福島第一原発は全国一津波には脆弱であった .....	21
3	保安院はスマトラ島地震を受けて一度は津波対策の徹底を決意した .....	21
4	電事連は強く抵抗 .....	22
5	耐震バックチェックはいつまで経っても終わらず .....	22
6	15.7メートルの津波予測の隠匿 .....	22

7	対策と予算に見積もりまでしながら，対策を見送った大罪.....	23
8	なぜ耐震バックチェックの審議で津波の問題は強引に先送りされたのか...23	
9	貞観の津波を考慮すれば，追加対策が必要となることは保安院と東電の共通 了解であった.....	25
10	森山と小林，名倉の調べを再度徹底し，武藤と武黒らの刑事責任を明確に すべきである。.....	26
第7	東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である.....	27

## 第1 本上申書の目的

昨年12月には二度にわたり，上申書を提出した。12月26日の新聞紙面には，25日の政府事故調の調書の第三次公開に関する記事と検察が再度本件を不起訴にする見通しとする観測記事が掲載された。

いずれも，本件捜査の帰趨に関する由々しい内容のものであった。

この記事に関して歴史学者の保立道久氏は次のようなブログを公開されている。

同氏は東京大学史料編纂所の所長を務められ，歴史資料のデータベース化に大きな功績を残された方であり，平安時代の王朝文学の研究者としても著名な方であるが，東日本大震災の後には『歴史のなかの大地動乱 奈良・平安の地震と天皇』と題する岩波新書を刊行されている。以下保立氏の論考を引用する。

今日の東京新聞の一面によれば，10年前，2009年ごろから東日本大震災と同じクラスの貞観地震（869年）の危険性が原子力安全保安院の内部でも問題になっていた。地震学の側の指摘をうけて保安院の小林勝・耐震安全審査室長が，貞観津波の再来リスクを検討するように保安院幹部に提案したが，「あまり関わるとクビになるよ」と釘をさされた。電力会社の圧力も強いというのである。

政府事故調に対する証言ということである。

ようするに、まさに想定外ではなかったということであり、保安院はそれを知っていて無視したということである。

同じ新聞のラストの面には、「東電、旧経営陣、再び不起訴へ」という記事が載っている。

昨日の東京新聞には東電に賠償増を要求していた浪江町民のうち、死亡者が238人に達するという記事があった。東電は、これまで2回、和解案を拒否し協議が続いているということである。

こういうのは仁義もなにもないということであろう。

まず、公務員については、これはその職責に反する。公務員法にある「全体の奉仕者」という規定に反する行為である。これは普通の倫理でいえば、最低、給料返上ものである。政府事故調査委員会は、そういう趣旨を証言者に対して述べていないに相違ない。

この保安院幹部とは誰なのか。それは、欧米の（という言い方が残念だが）の議会であれば、当然に議会喚問の対象となる。日本の国会でも、国政調査権を発動するべき問題であることは明らかである。

「東電の経営陣」は、これで何の社会的サンクションもうけていない。東京新聞の記事には、福島第一原発の事故時の所長であった吉田氏も、津波情報を知りながら、取り上げなかったとある。その間に人が死んでいく。

問題は、もちろん、これが「犯罪」かどうかということであるが、実態を社会的に明らかにすることと、責任の究明が十分でないというのが、その前提である。どこにどう責任があったかを徹底的に明らかにするという感じ方なしには、その議論はできない。

法治主義の前提には、ともかくも理屈が通り、物事をあまりに曖昧にしないということがあるはずであろう。ものごとを曖昧にしないために法の權威という物はあるのである。こういうことが続くと（すでに続いている訳であるが）、法というものの前提が崩れる。

そういうことを法学の方々は、どう考えているのであろう。これを自己

の職能が否定されていると感じないのであろうか。こういう風潮は法の否定であるということを感じないのであろうか。歴史学者は、日本の社会について「歴史を忘れた社会」という言い方をよくする。法学界にとっては法治主義の考え方が根付いていない社会という考え方はしないようである。これはどういうことなのであろう。

こういうことが続くこと社会の耐性のようなものが切れていくのではないか。話の筋が通らないということが社会の局面であまりに赤裸になると、個々人の生きていく上での耐性のようなものが切れやすくなるのではないだろうか。私たちの社会の根本問題である。（甲26 保立道久の研究雑記 <http://hotatelog.cocolog-nifty.com/blog/2014/12/post-de84.html> 下線は筆者。以下も同じ。）

長年にわたって日本の歴史と向き合ってきた歴史学者の警告を、検察官も我々弁護士も、法学の徒として謙虚に受け止めなければならないのではないか。

検察の不起訴の方針などという報道を私たちは真に受けない。起訴の可能性に向けて、真摯な検討が続けられているものと信ずる。

添田氏の著書と同氏の提供文書にもとづいて2014年（平成26年）12月9日付の上申書を提出した。そして、その後、さらに127通の政府事故調の調書が12月25日に公開された。その中には、本件と密接に関連する情報が隠されていた。

次々に明らかになる重要証拠によって、想定を超える津波が来る可能性があることは、東電と保安院の共通認識となっていたことがますます明白となってきた。

本上申書は、新たに明らかになった情報を集約し、伝えられるような再度の不起訴というような方向ではなく、東電の幹部4名の起訴を決断されることこそが、日本の刑事司法に対する原発事故被害者と多くの市民の司法に対する信頼をつなぎ止める途であることを訴えるものである。

## 第2 貞観地震の危険性を指摘した岡村氏の聴取結果書

独立行政法人「産業技術総合研究所」の岡村行信活断層・地震研究センター長は、貞観地震が福島第一周辺を襲った痕跡を耐震バックチェックの会合でも指摘していたが、開示された調書で「自分は400～800年周期と言っている。堆積物は仙台の多賀城に何枚もあり、確実に反復していると考え。」と述べている（甲22の5頁）。

また、バックチェックの審査について、名倉審査官は津波に関しては本報告で対応すると答えているが、「バックチェックの中間報告は限りなく本報告に近いもので、その半年後くらい、すぐに本報告が出てくるといった感じと聞いていた」としており、それから二年近く放置されたという事態が、その当時の保安院の委員に対する説明とも食い違っていることがわかる。これは、最終報告に先送りするということが、対策をとらないまま原発の運転を漫然と続けるという意味であったことを物語っている。

また、同氏の聴取結果書によれば、岡村氏は貞観津波の予見可能性に関して、この津波について、「こんなにすぐに来るとは思わなかった。」としつつも、対策については、「やっておくべきだろう。10万年に一度災害にも原発は備えなければいけないのに、千年に一度という高頻度の大地震には備えるのが当然である。」として、対策が必要であったとする見解を示している。また、「福島沖では貞観地震まで遡らないと連動地震の事例がないので考えにくいとする人もいるがどうか」との質問にも、「今までの記録にこだわるとそうなる。産総研でモデルを南に広げているのは、エイヤの要素もあるが、双葉町の実際に堆積物が出たところまで入れたということ」として、福島沖に想定することに科学的な裏付けがあることを示している（甲22の6頁）。

### 第3 保安院小林勝氏の調書が裏付ける貞観地震津波の重大な危険性

原子力安全保安院の安全審査課耐震安全審査室で平成21年(2009年)6月30日以降、室長を務めていた小林勝氏は、津波対策について極めて重要な証言を行っている。同氏に対しては、平成23年(2011年)8月18日(甲23の1)と平成23年(2011年)9月2日(甲23の2)の2回聴取が実施されている。

なお、同氏の証言に無数に登場する当時の審査官の名倉氏についても、調書は確実に作成されているはずであるが、これは公開されていない。国の公職の立場にあり、このような事故に密接に関連した業務に就きながら、調書の公開に応じない態度は公僕の立場にあるものとして極めて不当である。

#### (1) 一通目の調書

まず、小林氏の一通目の調書には、

「貞観地震については、森山審議官が貞観地震を検討した方が良いと言  
い始めた時に初めて知った。1F-5の中間評価が終わり、1F-3のプ  
ルサーマルが問題になった平成21年頃、福島県知事が、①耐震安全性、  
②プルの燃料の健全性及び③高経年化の3つの課題をクリアしなければ  
プルは認められないと言っていた。森山審議官は、当時、貞観地震が議論  
になり始めていたことから、福島県知事の発言に係る①耐震安全性の検知  
(ママ)から、貞観地震の問題をクリアした方がいいんじゃないかと言  
い始めた。私も森山審議官の考えに賛成だったが、結論として、1F-3の  
プルサーマル稼働を急ぐため、(8字削除)原案委(ママ)に諮らなかつた。  
私は、野口安全審査課長(当時)に対し、かような取扱いに異議を唱え、「安  
全委員会に(5字削除)話を持って行って、炉の安全性について議論した方  
がよいのではないか。」と言ったが、野口課長は「その件は、安全委員会  
と手を握っているから、余計な事を言うな。」と言った。また、当時ノ  
ンキャリのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」

と言われた事を覚えている。当時の状況は、私や森山審議官のように、貞観地震について懸念する人もいれば、1F-3のプルサーマルを推進したいという東電側の事情に理解を示す人もいたという状況だったこともあり、(7字削除)原案委(ママ)に諮らなかった。なお、当時の野口課長の前々職は、資エ庁(資源エネルギー庁)のプルサーマル担当の参事官であり、プルサーマル推進派で、現在、首席統括安全審査官(審議官クラス)を務めている。当時の野口課長の関心は、プルサーマルの推進であり、耐震評価についてはあまり関心がなかったようであった。」(甲23の1の1-2頁)

「自分が耐震安全審査室長に就任して間もないH21.7.13に開催された、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG(第33回)に出席した際、貞観地震を巡る議論があることを知った。その後平成22年に、東北大学の教授であり、我々の審議会の委員でもある、私が非常に尊敬している今泉教授が書いた論文で浸水域が示され(平成22年5月24日)、同年8月には岡村教授が福島において貞観地震に係る堆積物が出たと指摘した論文も読み、被害が相当大きかったのだと思った。」

「東電の想定津波波高の数字については、平成23年3月7日に開催された会合の時に初めて聞いた。当時、我々が推本と会合を持ち始めており、次の長期評価では、貞観地震がきちっと評価されるなという認識を持ち始めたことから、東電にも一言言っておかなければならないと思い、3月7日に東電を呼んだ。東電の説明によれば、佐竹、推本及び土木学会の各モデルに基づいた波高計算をしたところ、佐竹と推本のモデルでは、敷高(ママ)を超える津波が来るとのことであった。そこで私は、東電の(2字削除)課長と(2字削除)に「これは、早く工事しなきゃダメだよ。」といった。すると、彼らは、「平成24年の秋に、土木学会の評価手法の見直しがあるから、そのときに併せて貞観津波の評価をしたい。」と言った。これに対して私は「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と言った

が、それ以上の事は言わなかった。それ以上のことを言わなかったのは、正直なところ、当時はまさか3・11のような大きな津波が来るとは思っていなかったからである。これらのやり取りを証明するメモ等のエビデンスは、現時点で見当たらない。土木学会の評価手法の見直しの件については、平成23年3月7日以前（年が変わる前と思う。）に岡村先生から「波源モデルを大き目にしないといけないな。そういったところを土木学会の評価に反映させたいな。時期は平成24年だな。」などと聞いたように記憶している。」（甲23の1の2-3頁）

「東電が、「平成21年9月、バックチェックでは、土木学会の津波評価技術の手法を用いることとし、貞観津波を考慮しないことで保安院は了承した。」旨話しているようだが、保安院として、貞観津波を考慮しないことにつき了承するしないなどと言うことはない。かような点については、学識経験者の意見を踏まえた上で評価を行うので、事務局サイドでその良し悪しの判断をすることはない。

（以下4行分削除 ここには、二通目の調書で小林氏が忘れたとして厳しく追及されている9月7日の会合に小林氏がなぜ欠席したかの理由が書かれているものと思われ、さらに重大な事実が隠されている可能性がある—引用者注）

保安院としては、平成21年8・9月頃、1F・2Fにおける貞観津波の評価については、その最終報告の中できちんとなされると思っていた。」

「貞観地震の被害が大きいのではないかと、昔、津波が相当奥まで入り込んでいるんじゃないか。」と思ったのは、今泉先生の論文を見た平成22年5月頃である。」

「岡村行信先生が平成22年8月に書いたA F E R C（Active Fault and Earthquake Research Center：活断層・地震研究センター）の記事を読んだから、貞観地震に係る堆積物調査も重要であると考え始めた。これに伴い、高い津波が来ると注意しなければならないと思うようになった。」（甲23の1の3頁）

「名倉安全審査官は、平成21年7月1日の合同WGで、バックチェックの(2字削除)報告書において貞観津波を考慮して記載する(3字削除)と東電に言っている。私もその審議会に出席していたから覚えている。

また、津波堆積物の研究については、岡村先生も福島で貞観地震に係る堆積物が出たと指摘していたことから、私としては重要なファクターと思っていた。」(甲23の1の4頁)

このように、保安院の福島第一原発3号機のバックチェックを担当していた耐震安全審査室の室長であり、津波審査の中心にいた小林氏は貞観の津波と同様の津波が福島第一原発を襲う可能性があり、その場合安全性が確保できないことを知っていた。

また、事故直前の平成23年(2011年)3月7日に15.7メートルのシミュレーション結果の報告を受けた際には、直ちに危険性を指摘し、検討を先延ばしにする東京電力担当者に対して「そんな悠長なことではだめだぞ。それでは遅いぞ。」と述べたというのであるから、この報告が平成20年(2008年)の段階でなされていれば、その時点において、強い対策をとるべきとの指導がなされた可能性がある。とりわけ、保安院自らが一度は平成18年(2006年)の段階で、津波対策を緊急に実施する、そうしなければ不作為を問われる可能性があるとまで、考えた時期があることが、この間明らかになってきている。

平成20年(2008年)の段階で津波対策の工事計画までが検討されながら、これを土木学会に検討依頼するという形で、対策を先送りしながら、この時の報告が保安院に対してなされなかったことの持つ意味は決定的である。このような報告がなされれば、保安院から直ちに厳しい対策を求める指導がなされることを確実に予測しながら、それを避けるために報告自体をしないという隠蔽工作を行ったのである。

## (2) 二通目の調書

二通目の調書はより詳しくなっているが、小林氏自身の姿勢がやや防衛的に変わっている部分がある。

平成21年(2009年)8月及び9月の東京電力による貞観津波に関する説明について

「貞観津波に関しては、平成21年6月及び7月に開催された地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ(以下「合同WG」という。)第32回及び第33回において、産総研の岡村先生から指摘を受けている。また、同年7月の耐震バックチェックの中間報告書に対する「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」の中でも、貞観津波の調査研究成果を踏まえ、事業者がその成果に応じた適切な対応を取るべきとしている。

こうした状況の中で、私の部下である(7字削除)が、平成21年8月28日及び同年9月7日に、東京電力に対して貞観津波についてのヒアリングを行っている(2字削除)は、同年8月初旬ころから貞観津波に関する対策等について、東京電力に対して説明を求めていたようである。

同年8月28日のヒアリングの保安院側出席者は(4字削除)であった。このときのヒアリングでは、平成14年2月の土木学会原子力土木委員会津波評価部会による「原子力発電所の津波評価技術」(以下「津波評価技術」という。)に基づく想定波高を踏まえた福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)及び福島第二原子力発電所(以下「2F」という。)の津波評価とそれに対する対策等についての説明を東電から受けた。

また、平成14年7月の地震調査研究推進本部による「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「地震長期評価」という。)や貞観津波等に関する新しい知見については土木学会に研究を依頼しているという点についても、同様に説明を受けた。

8月28日のヒアリングの際に、(2字削除)から東京電力に対して、新

しい知見に基づく試算の結果があれば見せてもらいたい旨の依頼をした。そして、この依頼に基づいて、東京電力が平成21年9月7日午後1時から保安院に説明に来た。このときのヒアリングでは、貞観津波に関し、平成20年の佐竹論文に示されているモデル8及びモデル10に基づく試算の結果について説明を受けた。私は、この9月7日のヒアリングにも出席したことを覚えていない。

問（10字削除）平成20年8月28日のヒアリングの際、東電の担当者に対し、「次回のヒアリングには小林室長も出席する。」旨を東電に伝えたとのことであり、実際にも、あなたは同年9月7日のヒアリングに出席する予定となっていましたね。

答 はい。

問 にもかかわらず、同月7日のヒアリングに欠席したというのであれば、それなりの理由があったと思いますが、どのような理由だったのですか。

答 何かのマネジメントがあったんじゃないでしょうか。

問 平成23年8月18日、事故調において、あなたからのヒアリングを実施した際、あなたは、平成20年9月7日のヒアリングに欠席した理由について何と話していたか覚えていますか。

答 マネジメント。そうでなければ、翌日の産総研のヒアかな。

（8行分削除）

問 もう一度確認します。あなたが、9月7日のヒアリングに欠席した理由は何ですか。

答 覚えていません。

9月7日に（2字削除）が東電から説明を受けた内容については、私も、9月のうちに、（2字削除）から報告を受けたように記憶している。その内容は、「東京電力から貞観津波についての試算結果について説明を受けた。その試算結果が大きな数字になっている。いずれ耐震バックチェッ

クで評価する必要が出てくるかもしれない。」というものであった。その際、(2字削除)からは試算結果の具体的な数値については聞いていないものの、敷地高を超える津波がくる可能性があるということは聞いたかもしれないが、よく覚えていない。

(2字削除)から報告を受けた後、詳しい時期は覚えていないが、1Fに関して(2字削除)から聞いていた内容、すなわち「貞観津波の試算結果の数字が大きい。敷地高を超える可能性がある。」ということを森山安全審査課長(当時)に伝えたことを覚えている。(森山審議官の聞いていないという証言と矛盾しており、小林氏の証言の方に信憑性がある—引用者注)

「私が1Fに敷地高を超える津波がくる可能性があると認識した契機として間違いなく覚えているのは、1F3号機で、プルサーマル計画が始まる時、すなわち平成22年3月ころ(2行削除)である。1F3号機のプルサーマル計画の議論をしている際に、森山安全審査課長と貞観津波について議論したことがあり、「1Fに大きな津波がくるらしい。これについては敷地高を超えるらしいので、ちゃんと議論しないとまずい。」と話したことを覚えている。

「2010年3月24日付森山審議官(当時)が送信した「1F3バックチェック(貞観の地震)」と題するメールの写し(添付資料1)について説明する。

このメールは、森山審議官が、平成22年3月24日、私、名倉他3人に送付したものである。

当時、1F3号機のプルサーマル計画を進めるに当たって、佐藤福島県知事は、平成22年3月に「耐震安全性」「高経年化対策」「MOX燃料の健全性」という3条件を提示していた。この3条件のうち、「耐震安全性」という条件をクリアするために、資源エネルギー庁を中心とするプルサーマル推進派は、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告の評価作業を特別な扱いとして実施しようとしていた。この森山審議官によるメール

は、これら3条件を受け入れる前に送信されたメールであり、1F3号機に係る耐震バックチェックの中間報告書の評価作業を軽々に受け入れるわけにはいかないという文脈で送信されたものだと思う。なぜ1F3号機の評価作業を受け入れられないかという、我々としては耐震バックチェックの中間報告の評価作業は1サイト1プラントという原則で行っており、プルサーマル計画を推進するためだけに1F3号機だけ特別な扱いとして評価を実施するのは筋が通っておらず、よくない先例を作ってしまうという懸念があったからである。

また、プルサーマル計画を推進するという理由はどうであれ、貞観地震に関する新たな知見が出ている中で、1F3号機の評価作業をやるとすると貞観地震への対策は必ず議論になる。そのような状況になれば、燃料装荷が予定されていた平成22年8月までに1F3号機の評価作業の結論が出ない、又は、評価作業が終わったとしても更なる対策が必要となる可能性もあった。森山課長はその点についても懸念しており、1F3号機の評価作業はやらない方がよいと考えていたと思う。」

「平成21年7月に1F5号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を行った後、貞観津波に関する新しい知見が出てきていたのは確かである。私としては、貞観津波が非常に気になっており、1F3号機の耐震バックチェック中間報告の評価作業をやるのであれば貞観津波のことをしっかりと議論しなければならないと思っていた。しかし、実際のところ、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告の評価を行う過程で貞観津波に関する議論はなされなかった。

そもそも、耐震バックチェックの中間報告の評価作業は、耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「合同WG」という。）及び同小委員会構造ワーキンググループ（以下「構造WG」という。）において審議されることとなっている。

しかしながら、地震・地震動評価や津波評価の詳細については1F5号

機の評価の際に合同WGの中で審議されていることから、1F3号機の評価の際には議論しないこととされてしまった。つまり、1F3号機の評価については、構造WGにおける施設の安全性のみの審議とされたのである。

(5行削除)

結果としては、1F3号機の評価の際には、1F5号機の評価作業以降に得られた貞観津波の新たな知見に関する議論が完全に抜け落ちた状態で審議が進んでいったのである。

実際に、1F3号機の評価に関し、構造WGにおいて貞観地震の議論はなされていない。東京電力の吉田原子力設備管理部長（当時）が構造WGにおいて、「福島県からプルサーマル計画の受入れに当たり、3条件が出されている。事業者として説明責任を果たしていく所存であるので、保安院においても1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業を実施していただけると幸いです。」という趣旨のことを言っている。これは、野口課長が構造WGのロジを担当していた私に言って、議事進行に加えたものである。」(甲23の2の1-4頁)

「耐震バックチェックの評価作業自体は耐震安全室が担当するので、私も実作業として1F3号機の評価には携わっているが、その後の意思決定には関与していない。保安院内における1F3号機に関する評価作業が完了するころ、すなわち平成22年7月ころ、私は野口課長に原子力安全委員会に話を持っていくべきだという具申をした。私としては、(9字削除)保安院における評価作業では議論しなかったものの、原子力安全委員会で議論してもらえれば耐震バックチェックの評価結果に貞観津波に関する新しい知見が反映されると考えていた。

しかし、ここでも私の意見が通ることはなく、結果として、原子力安全委員会に保安院としての評価結果を諮ることはなかった。野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計な

ことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」(甲23の2の4頁)

「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならないと考えていた。(4行削除)(甲23の2の5頁)

実質的に人事を担当する(3字削除)課長(当時)から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。結果として、1F3号機の評価作業の過程で貞観地震が議論されなかったのは既にお話ししたとおりである。」

「東京電力が津波堆積物調査を実施していることについても、平成21年中には名倉から聞いていた。前述のとおり、平成21年9月、名倉から貞観津波についての東京電力に対するヒアリングの結果について報告を受けた。その報告では、東京電力が行った貞観津波についての試算結果によると、福島地点に敷地高を超える大きな津波が来るかもしれないとのことであった。このとき、私は、試算結果に対する東京電力の対応について、名倉から詳しい報告は受けていないと思う。ただ、名倉との会話の中で、耐震バックチェックの最終報告の段階でシミュレーションをやらないといけないという話はしたと思う。

名倉から、東京電力が津波堆積物調査を実施しているということについても報告を受けた。報告を受けた時期は、平成21年9月よりは遅かったと思うが、詳しい時期は覚えていない。その後、津波堆積物調査の結果がどうであったかなどの質問を名倉にした記憶もなく、結果についてフォローしていなかった。」(甲23の2の7頁)

「添付資料5のメール本文に「貞観の地震による津波は簡単な計算でも、敷地高は超える結果になっている。防潮堤を作るなどの対策が必要になると思う。」との記載がある。だから、遅くとも、このメールの送信日である2010年(平成22年)3月23日までに、私は、貞観津波につい

ての想定波高結果が1Fの敷地高を超える可能性があることを名倉から聞いて認識していたことは間違いない。

さらに、森山審議官も、遅くとも今述べたメールの送信日までには、(13字削除) 間違いないと認識していたはずである

しかし、(13字削除) この認識に基づいて、東京電力に対して具体的な対策についての指示をしたことはなく、耐震バックチェックの最終報告の段階で議論する必要があると考えるにとどまっていた。

添付資料の5のメール本文で、私は、津波対策として、防潮堤を作るということを森山審議官に提案しているが、(40字削除) 防潮堤を作ると、むしろ周りの集落に向かう波が大きくなってしまうなどというデメリットの議論はあったように思う。防潮堤を作るに当たってのメリットとデメリットは、1F3に限った話ではなく、他の発電所の場合でも議論されていたことである。

なお、1F沖に防潮堤を作るという(2字削除) 案について、森山審議官からは対策を急がせろなどといった特段の反応はなかった。」

「2010年3月24日付森山審議官が私等にあてた「1F3バックチェック(貞観の地震)」と題するメール(添付資料1)について先ほどの説明に加えて補足する。このメールは、平成22年3月24日に森山審議官が1F3号機のバックチェックに関して寺坂院長(当時)等に説明した結果を伝えてきたものである。

院長等の上層部に対する説明であるので、この日程については事前に決まっていたのだと思う。

私は、添付資料5に関して既に説明したとおり、平成22年3月23日に、森山審議官に対して、1Fにおける貞観津波に関する対策について説明している。森山審議官としては、院長等に対する説明の準備として説明を求めてきたのだろうが、説明者である私には院長等に対する説明が控えているといったことは知らされていない。

院長等に対する説明に同席していたわけではないので、森山審議官が説明した際の院長等の詳しい反応はわからない。」(甲23の2の7-8頁)

「平成23年3月7日付東京電力作成に係る「福島第一・第二原子力発電所の津波評価について」(添付資料12)について説明する。

この資料は、同日、東京電力が貞観津波についての試算結果を説明に来た際のものである。この資料のうち、「地震本部の見解に対応した断層モデル」・「869年貞観津波の断層モデル」に対する津波評価については、東京電力から直接説明を受けたことも覚えている。

私は、この資料を見て、1Fにおける津波想定波高が非常に高くなっていると認識した。既に、この時点で1Fにおける津波想定波高が敷地高を超えるという認識は持っていたので、試算結果を見て、さほど驚くということはなかった。」(甲23の2の12頁)

「東京電力は、貞観津波に関する対策工事は土木学会の津波評価技術の改訂に合わせて実施するという説明をしていた。要するに、平成24年秋に予定されていた津波評価技術の改訂までは対策工事をやらないということであった。

(3字削除) この説明を受け、「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。私のコメントに対し、東京電力は「土木学会における津波評価技術の改訂を待って対応する。」との説明をしていた。この時には、これ以上のやり取りはなく、私のコメントにしても単に口頭で、言っただけであり、対策工事を指示をしたというほどのものではない。

私が、これ以上東京電力に対して強く言わずに、東京電力の方針をいわば黙認してしまったのはやはり津波に対する切迫感、危機感が足りなかつ

たからだと思う。

(3行削除)

震災後に、3月7日にした東京電力とのやり取りを名倉と振り返ったことがあるが、このやり取りの中で一番強く印象に残っているのは、やはり東京電力の対策工事が遅いということであった。しかし、3月7日の東京電力とのやり取りについて、私から、課長を含めて上司に報告を上げたことはない。なぜなら、この時も耐震バックチェックの最終報告の際に評価すればよいと考えていたので、この時点では報告の必要性を感じなかったからである。」(甲23の2の12-13頁)

#### 第4 すべてを妨害した電力

電力会社の安全規制に対するすさまじい妨害の姿勢について、保安院の山形浩史・原子力安全基準統括管理官は調書(甲24)の中で次のように生々しく語っている。

「(外的事象の第4層について電力事業者は)ほっとくとやらないし、そんなことされると地元対策が大変で、彼ら(電力)としては、安全で事故は起こらないという説明を散々してきていて、一方で、そうは言っても、起こるかも知れないから対策をとれと規制庁(ママ)に言われると、地元は納得しない。そこはインセンティブどころか、何のメリットもない、デメリットばかりで邪魔で仕方がない、そんなことをされたら困るという意識だったのではと思う。」(甲24の5頁)

「私が(電力会社に何かを)言った時でも、ありとあらゆる場面で、彼ら(電力)は嫌だ嫌だというような話だったし、私が指針の見直しだと言った時も、ありとあらゆるところからプレッシャーを受けた」と述べている(甲24の6頁)。

電力会社が規制当局に異常な圧力を加え、規制の強化に抵抗していた様子がうかがえる。

## 第5 政府事故調も欺こうとした森山審議官

平成26年(2014年)12月9日付け上申書では、森山審議官が部下に送った驚くべきメールの内容を添田氏の著書から孫引きする形で紹介した。このメールは小林調書に添付されていたものであることが判明したが、森山審議官自身は自らの公開された調書(甲25)で事実を正確に述べていない。

「貞観津波の問題を新知見検討会での議論に付そうとしなかったのは、あなたが当時、貞観津波の問題を重要な問題と認識していなかったからではないか。」という問いに対して「なぜだか、自分でもよく分かりません。」というとぼけた答えをしている(甲25の4頁)。この点が1F3の耐震バックチェックの最重点課題であったとメールの中で述べているのであるから、この調書は明らかに偽りを述べていることとなる。

「もし、私が名倉審査官と同じ安全審査官という立場であり、東電から福島地点における津波の想定波高がO.P.+8mを超えるということを知ったならば、上司に報告してどう対応すべきか相談していたと思う。」等と述べている(甲25の3頁)。これも、小林氏の前記調書に拠れば、きちんと報告したというのであり、真っ赤なウソということとなる。

さらに、これは平成21年(2009年)8、9月の東電と保安院の津波をめぐるやり取りについての発言であるが、ここで述べられていることは、2010年3月のメール内容とも全く接合しない。

平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールの内容をもう一度引用しておく(甲10)。

「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長(寺坂信昭)、次長(平岡英治)、黒木(慎一)審議官に話しておきました。」

「貞観の地震についての研究は、もっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。」

「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対しては注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」

「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」

「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」

このメールは、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかる。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのである。

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのである。

ここまでの証拠がありながら、検察が被疑者らを起訴できないはずがないではないか。

## 第6 これだけの決定的な事実が明らかになった

本件について、平成26年（2014年）12月22日付けの上申書でプロットを整理した時系列を示したが、これに今回更に明らかになったプ

ロットを補充する。

### **1 7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた**

推本の想定以前の平成9年（1997年）に7つの省庁が共同で作成した津波防災の手引きにおいて、福島沖でも津波地震を想定するべきことが示されていたこと。これまで、平成14年（2002年）7月、政府の地震調査研究推進本部（推本）は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生すると予測したことに基づく対策の要否が議論されてきたが、さらに5年も前に政府機関からこのような指示がなされていたことは驚きである。

この手引きは平成7年（1995年）の阪神淡路大震災の2年後に出されており、地震津波災害の再発を防止したいという、専門家の努力が結実したものであった。ところが、この手引きがきちんとした扱いを受けなかったのはなぜなのか、掘り下げて捜査して欲しい。

### **2 福島第一原発は全国一津波には脆弱であった**

平成12年（2000年）の電事連の解析により、福島第一原発は想定のみか1.2倍の津波で原子炉冷却に影響があることがわかっていたこと。福島第一原発が、最も津波対策を急がなければならない原発であったことは、電力関係者の共通認識であったことがわかった。

### **3 保安院はスマトラ島地震を受けて一度は津波対策の徹底を決意した**

保安院は平成16年（2004年）のスマトラ大地震を受けた検討の過程で、平成18年（2006年）には津波対策について、対策を立てないと「『不作為』を問われる可能性がある」（甲16）とし、全原発についてきちんとした対策をとる方針であったことがわかる。

#### 4 電事連は強く抵抗

それに対して、東電を含む電事連は強く抵抗し、自らの配下にあるといえる土木学会を動員して、このような保安院の方針を骨抜きにしようとしていた。土木学会の実態はその組織構成からも、電力事業者の統制下にあったことも明確となっている。

#### 5 耐震バックチェックはいつまで経っても終わらず

平成18年（2006年）9月には、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改定し、津波については極めてまれではあるが発生する可能性がある想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることとなった。しかし、このバックチェックは審査期間中も対策を講じないで運転が続けられるというきわめて安全上ルーズな位置づけで実施されていた。

しかし、平成4年（1992年）の伊方最高裁判決によって原発の安全審査に関する司法判断は最新の科学的な知見に基づいて実施することとされていたのであり、電力事業者も保安院も、対策を先延ばしにするのではなく、重大な科学的知見には直ちに対応して、対策を講ずることが求められていた。

#### 6 15.7メートルの津波予測の隠匿

平成19年（2007年）11月ころ、東京電力の土木調査グループにおいて、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討を開始し、推本の長期評価を踏まえ、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定するなどして津波水位を試算したところ、平成20年（2008年）3月、福島第一原発の敷地南側においてO. P. +15.7mとなる旨の結果を得た。しかし、この

試算結果は平成23年（2011年）3月7日まで保安院には提出されなかった。このことは、当時の東電と保安院との津波審査全体をバックチェックの中で表に出さず、隠蔽していく共犯関係を前提とすると、異常さが際立つ対応である。つまり、東電・電事連はとことんまで保安院を籠絡しながら、保安院を最後のところで信用せず、最も重要なデータは見せないという対応を執っていたことになる。

## 7 対策と予算に見積もりまでしながら、対策を見送った大罪

被疑者武黒は、平成20年（2008年）2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしている。

平成20年（2008年）6月、土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO.P. + 15.7mの試算結果が報告された。被疑者武藤栄は、非常用海水ポンプが設置されている4m盤への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可について、機器の対策の検討を指示した。

平成20年（2008年）7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示した。2008年には東電は福島沖でマグニチュード8の地震が発生すれば、高さ15.7メートルの津波が福島第一原発を襲うことがわかっていた。

## 8 なぜ耐震バックチェックの審議で津波の問題は強引に先送りされ

## たのか

平成21年（2009年）の6月、7月の福島第一原発に関する耐震バックチェックで岡村行信委員が、産総研などの津波堆積物の調査結果を踏まえて、津波審査のやり直しを強く主張していた。しかし、保安院の名倉審査官が異常なほど冷淡に議論を切り捨てて問題を先送りしようとしていることに大きな違和感を感じてきた。

この部分を7月13日の議事録（甲20）から引用してみる。

岡村 実際問題として、この貞観の時期の地震動を幾ら研究したって、私は、これ以上精度よく推定する方法はほとんどないと思うんですね。残っているのは津波堆積物ですから、津波の波源域をある程度拘束する情報はもう少し精度が上がるかもしれないですが、どのぐらいの地震動だったかというのは、古文書か何かが出てこないと推定しようがないとは思うんですね。そういう意味では、先延ばしにしても余り進歩はないのかとは思いますが。

○名倉安全審査官 今回、先ほど東京電力から紹介した資料にもありましたけれども、佐竹ほか（2008）の中で、当然、今後の津波堆積物の評価、それは三陸の方もありましたが、それから、多分、南の方も今後やられる必要があると思いますが、そういったものによって、位置的なものにつきましては大分動く可能性があるということもありますので、そこら辺の関係を議論するためのデータとして、今後得られる部分がいろいろありますので、そういった意味では、今、知見として調査している部分も含めた形でやられた方が信頼性としては上がると私は思っていますので、そういう意味では、その時々に応じた知見ということで、今後、適切な対応がなされる必要があると思います。その旨、評価書の方に記載させていただきたいと思います。」（甲20の13頁）

森山審議官のメールは、このやりとりの8ヶ月後のものであるが、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追

加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかって、このやりとりの意味も明確になった。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのである。

平成21年（2009年）8月、9月に貞観の地震による津波予測において、想定を超える津波が来る可能性を東電は保安院に説明した。しかし、これに伴う対策措置が命じられることはなかった。

最も重要な会議である平成21年（2009年）9月7日の会議に、電力会社に対して厳しい要請をしていた小林勝耐震審査室長は欠席しているが、その理由については政府事故調の公開情報が墨塗りされていて分からない。

しかし、小林氏は当時のことについて「野口課長から「保安院と原子力安全委員会の上層部が手を握っているのだから、余計なことはするな。」という趣旨のことを言われたのを覚えている。」（甲23の2の4頁）「私としては、1F3号機の耐震バックチェックの中間報告について評価作業をするのであれば、貞観地震についても議論しなければならないと考えていた」（甲23の2の6頁）「実質的に人事を担当する（3字削除）（筆者注：本書面26頁にあるように、原広報課長のこと）課長（当時）から「余計なことをするとクビになるよ」という趣旨のことを言われた。」甲23の2の7頁）と述べており、厳しいことを発言するとクビになることを恐れたためか、上司から余計なことを言わないように出席を止められた可能性が高い。

## 9 貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通了解であった

平成22年（2010年）3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールでは、「1F3の耐

震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」こと、貞観の地震については、福島に対する影響は大きいと思われる。」こと、「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」

「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」とされている。このように、貞観地震による津波を想定すれば、設計を超えることから耐震バックチェックを完了するためには大規模な津波対策が必要であることは国と東電との完全な共通理解事項となっており、対策時期を遅らせるために、早期に結論を出すはずであった耐震バックチェック作業が無限に先延ばしされ、何の対策もとることなく運転の継続を認めていた。このことの責任は極めて重要である。この責任は東電と保安院との共犯であるが、平成20年（2008年）のシミュレーション結果を隠していた東電の責任の方が決定的に重大である。

**10 森山と小林，名倉の調べを再度徹底し，武藤と武黒らの刑事責任を明確にすべきである。**

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのである。この役員には間違いなく、武藤容疑者と武黒容疑者の二人は含まれているはずである。

この点については、森山審議官を調べて役員クラスとは誰かを明確にするべきである。そして、それを前提に武藤，武黒，勝俣容疑者を追加で取

り調べて、容疑者らの認識を明確にしていきたい。

## 第7 東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である

担当検察官の皆さんは添田氏の著書と追加で公開された小林氏らの調書の内容を読まれてどのように感じられたであろうか。

耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に、津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンの会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたという事実は、衝撃的な新事実である。小林氏の「野口課長は「その件は、安全委員会と手を握っているから、余計な事を言うな。」と言った。また、当時ノンキャリのトップだった原広報課長から「あまり関わるとクビになるよ。」と言われた事を覚えている。」という証言（甲23の1の1-2頁）は、津波対策が嚴重なタブーと化していたことを裏付けている。

この平成21年（2009年）の岡村氏の問題提起がなされていた時には、東電は平成20年（2008年）に既に15.7メートルのシミュレーション結果を得ていた。しかし、審査する側の保安院はこのことを知らないのである。

この問題提起に対し、東京電力及び原子力安全・保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しなかったのである。この議論が行われた時点で、もし東京電力が正直に15.7メートルのシミュレーションを保安院に提出していれば、如何に腐敗した保安院でも、いったんは「不作為を問われる可能性がある」とまで言っていたのであるから、きちんとした津波対策が命じられていた可能性がある。

この推測は、今回新たに明らかとなった小林調書において、平成23年（2011年）3月7日に、このシミュレーションの報告が東電から保安院に対してなされた際に、対策を土木学会の津波評価技術の改訂に合わせ

るという東電の方針に対して「「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたことを覚えている。」と述べていた（甲 2 3 の 2 の 1 2 頁）ことから裏付けられた。

平成 2 0 年（2 0 0 8 年）のシミュレーション結果を保安院に提出せず、土木学会に検討依頼という形で問題を棚上げした行為そのものが、本件事故の決定的な原因であることはもはや疑いようがない。このような者を免責するようなことがあれば、検察の威信は地に墜ち、市民の司法に対する信頼は回復しがたいほど傷つけられるであろう。

検察はためらってはならない。市民の支持を失ったら検察組織に未来はない。検察は、市民の良識の結晶と言うべき検察審査会の議決に基づき、福島第一原発事故の真実を明らかにし、各被疑者の刑事責任を明らかにするため、被疑者勝俣、武黒、武藤、小森について起訴をするべきである。

以上

#### 証 拠 資 料

- 1 甲 2 2 政府事故調 岡村行信 平成 2 3 年 7 月 1 2 日付聴取結果書
- 2 甲 2 3 の 1 政府事故調 小林勝 平成 2 3 年 8 月 1 8 日付聴取結果書
- 3 甲 2 3 の 2 政府事故調 小林勝 平成 2 3 年 9 月 3 0 日付聴取結果書
- 4 甲 2 4 政府事故調 山形浩史 平成 2 4 年 3 月 1 5 日付聴取結果書
- 5 甲 2 5 政府事故調 森山善範 平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日付聴取結果書
- 6 甲 2 6 保立道久の研究雑記

<http://hotatelog.cocolog-nifty.com/blog/2014/12/post-de84.html>